

32. (Gno.84) ドイツ刑事法を継受した国家間の比較法研究

代表：滝沢 誠

2019 年度（開始）

【研究の目的】

わが国では母法であるドイツ法を対象とする比較法研究は積極的に行われてきたが、それを継受した国家間のいわば横の関係での比較法研究は積極的に行われてこなかった。刑事法学が対処すべき共通の現象のいくつかを対象とし、ドイツ法を継受したわが国、中国、韓国、台湾等の諸外国間の比較法研究を行う。

【研究活動及び成果】

総括

2024 年度は、前年度に引き続き、メンバー個人が各自の研究テーマに即した比較法研究を実施した。

また、これと平行して、2023 年 11 月 21 日（火）から同月 23 日（木）まで、中央大学日本比較法研究所及び独日法律家協会（Deutsch-Japanische Juristenvereinigung, DJJV）を主催とし、公益財団法人社会科学国際交流江草基金の後援により実施された「トリラテラル比較刑事法コロキウム 台湾・ドイツ・日本における刑法総論の領域における最近の諸問題」の報告原稿を活字化した書籍の出版にあたり、編集作業を行った。なお、2023 年 6 月 3・4 日に早稲田大学で開催された日本刑法学会第 101 回大会における基調講演（ドイツ・フンボルト大学 ルイス＝グレコ教授「刑罰の制裁としての特殊性について ―― 理論状況の解明の試み」）（司会・通訳）井田良）の実現にも協力した。

学術雑誌

- ルイス・グレコ（谷井悟司訳）「体系としての客観的帰属」『比較法雑誌』58 巻 1 号（2024 年 6 月）
- ローラント・ウエーバー（滝沢誠訳）「ドイツにおける犯罪被害者保護－理論と実務－」『比較法雑誌』58 巻 4 号（2025 年 3 月）

刊行物

前記コロキウムの全ての報告原稿を活字化したものとして、以下の書籍が出版された。

Takizawa/Grotheer/Sinn (Hrsg.), Aktuelle Probleme im Allgemeinen Teil des taiwanesischen, deutschen und japanischen Strafrechts 2025

また、前記コロキウムの概要を紹介したものとして、以下のものが公表された。

滝沢誠「トリラテラル比較刑事法コロキウム『台湾・ドイツ・日本における刑法総論の領域における最近の諸問題』実施報告」『ひかくほう News Letter』67 号 1-2 頁（2024 年 7 月）

Kubota, Aktuelle Probleme im Allgemeinen Teil des taiwanesischen, deutschen und japanischen Strafrechts. Trilaterales Taiwanesisch-Deutsch-Japanisches Kolloquium, Zeitschrift für Japanisches Recht, 57, S. 253-255, 2024